



（厚生労働省資料を基に作成）

【取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、都は、ヒアリング等により都内区市町村の実態を把握し、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。
- 重層的支援体制整備事業について、実施や実施を検討している区市町村に対し、包括的支援体制整備のための効果的な手法の一つとして、事業の実施や検討が円滑に行われるよう、区市町村のニーズに応じた支援を実施するとともに、情報提供や助言を行います。また、重層的支援体制整備事業に対する地域住民等への理解と普及を図ります。

(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。
- 具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域住民や事業者が自分たちの住みたいまちづくりを協議する場づくりにも取り組んでいます。

- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むため、包括的支援体制の構築が求められています。そのためには、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など、地域における幅広い協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域住民や事業者が参画する社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- こうした様々な課題を抱える住民に対する支援体制を各地域で構築する必要があり、その内容を区市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むことが重要です。計画策定に当たっては、社会福祉施設やボランティア団体など地域福祉を推進する団体が参加して住民主体のまちづくり等に取り組む区市町村社会福祉協議会が、積極的に協力することが期待されています。

【取組の方向性】

- 今後、住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、全ての社会福祉協議会が、行政と連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要です。
- 区市町村が地域福祉計画を策定する際には、この計画との連携はもとより、社会福祉協議会に対して積極的な関与を求め、地域福祉活動計画と十分な連携を図ることで計画の実効性を高めていく必要があります。
- 都は、区市町村や東京都社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会における地域福祉推進の取組を支援します。

イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない地域住民の抱える多様な福祉ニーズに対応していくことを本旨とする法人です。
- 平成 28 年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉制度改革の一つの柱として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。都は、社会福祉法人が制度改革に対応できるよう、「地域における公益的な取組」を始めとした改正内容の周知や説明会を開催する等、必要な支援を行ってきました。
- 都内では、区市町村社会福祉協議会が事務局となり複数の社会福祉法人がネットワークをつくる取組が 51 区市に広がってきています。ネットワークでは地域にある生活課題に対してそれぞれの法人の特性を生かし、連携した「地域における公益的な取組」を始めています。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を生かしながら、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の実現に積極的に貢献していくことが期待されています。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」の実施により地域社会へ貢献できるよう、区市や東京都社会福祉協議会と連携して、取組事例の収集・提供等、引き続き支援していきます。

いたばし社福連（板橋区） —それぞれの「できること」を分け合い、 それぞれの「むずかしい」を解決するネットワーク—

板橋区内の社会福祉法人施設が連携を図り、高齢・障がい・児童その他の分野で、地域のニーズに即した公益的な取り組みを行っています。

平成 29 年度から社会福祉法人施設等連絡会（社福連）のネットワークを活かした「オール板橋」による地域における公益的な取組みを開始し、会員数は 102 施設（令和 4 年度末）にのびります。

「いたばし社福連」ができた背景・経緯

それぞれの社福ができることを持ち寄れば、分野も超えた活動に

社会福祉法人は、福祉サービスの中核的な担い手のみならず、その使命に基づき、地域で生活のしづらさを抱える方々に対し、制度外を含め、多様な取組を展開してきました。

平成 28 年の社会福祉法改正の中で、改めて、地域公益事業が社会福祉法人の責務と明記されたことから、「分野を超えて社福が連携すべき」という考えのもと、顔の見える関係性をもとに、いくつかの法人が集まり、「どのような状態なら責務を果たしたことになるか」について議論を始めました。

高齢分野、障がい分野、児童分野と各法人の活動領域に違いがあっても、それぞれの“得意”を持ち寄り、それぞれの“むずかしい”を解決できれば、包括的な支援体制が目指すところに至るのでは、と考え、各分野の代表者が相互に働きかけ、区内の社会福祉法人が分野を超えて連携する体制の構築を目指しました。お互いに「できること」を持ち寄り、「オール板橋」で取組みを進めていきたいという思いが、「いたばし社福連」の始まりです。

つながりによるメリットの視点からみた「いたばし社福連」の特色

「できること」を分け合って「むずかしい」を解決することで、無理なく主体性を維持

それぞれの「できること」を分け合い、それぞれの「むずかしい」を解決するとして、主体性のある無理のないつながりを大切にしています。例えば、「シェアいたばし」（社会福祉資源ガイド）の取り組みでは、町会・自治会、地域福祉や学校関係の行事に利用してもらおうと、各法人の資源を洗い出し、物品や会議室などのスペース、出前講座・講師などを提供してもらっています。

分野・エリアを超えた会員相互協力

活動の制限が大きかったコロナ禍では、災害などの喫緊のテーマについて、集中して検討しました。近年、豪雨災害の危険性が高まっていますが、板橋区も地域によっては例外ではありません。水害は発生時刻が予測しやすく、また、平時の備えが肝要なため、ネットワークを活かして分野を超えた対策・支援体制を構築しました。

例えば、「台風19号」で一時孤立した川越市の施設職員から体験談を聞くなど、水害に対する危機意識の共有に努めたほか、LINE トークルームを使った情報共有、水害想定区域内の施設から区域外の施設へ利用者を移動させるといった、合同訓練も実施しました。



ピンチも新たな取組へ発展させる

お菓子や手工芸品など、障がい者施設の利用者さんなどが生産に携わっている「自主生産品」があります。コロナ禍で自主生産品の販売が厳しくなるなか、いたばし社福連の中で、各施設のおやつとして提供するなどの協力支援を行ったほか、「シャフクレンオシ👍」として自主生産品の意味や魅力を地域の皆さんに紹介する企画を行っています。

さまざまな困難を持った方々にとって、販売する機会や成果が、社会参加や活動につながるという視点でネットワーク全体で後押ししています。



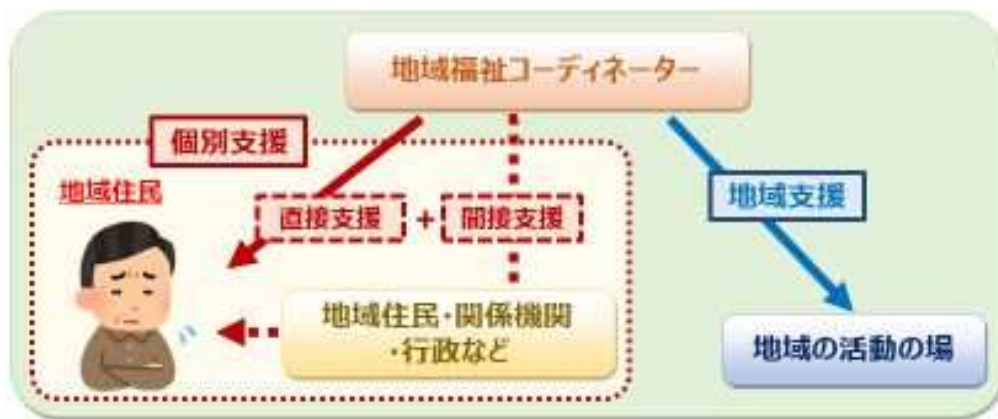
今後の展望

板橋区地域福祉活動計画の基本理念にある、「あなた“らしさ”で彩るいたばしを創ります」のフレーズにあるような、**それぞれの施設が有する“らしさ”や多様性を維持しながら、地域共生社会実現のため、高齢・障がい・児童という従前からの分野を超え、行政機能だけでは完結し難い様々な問題に対して、ネットワークの強みを活かして積極的に取り組んでいきます。**

ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援

【現状と課題】

- 区市町村が包括的支援体制を整備するに当たっては、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号において「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」が挙げられています。
- また、コロナ禍の日常生活が長期にわたったことによる影響や、これまでは把握されていなかった課題がコロナ禍で顕在化したことなどの状況もあることから、地域づくりを担う人材の支援が重要になっています。
- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年 12 月 26 日）において、地域づくりに向けた支援を進めるに当たっては、場の確保支援とあわせて、地域の既存活動や助け合いを把握しながら、それらを応援するとともに、新たな活動を生み出すため、地域づくりを応援するコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）が求められています。
- 地域づくりのコーディネート機能が確保されることで、例えば、地域づくりに関心のある者が地域のプラットフォームに集まり、コーディネーターと連携することで、これまで結びつきのなかった人と人とがつながり、新たな参加の場が生まれ地域の活動を高めることにつながります。
- 地域福祉コーディネーターは、こうした役割を担う人材として、東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められています。
- 地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことであり、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」が大きな役割となっています。
- 「個別支援」は、制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた住民に寄り添って支援する「直接支援」と、地域住民や関係機関、行政等と連携して個人を支援する「間接支援」に分けることができます。「間接支援」では「直接支援」をサポートするために、地域住民や関係機関、行政などからなるネットワークの形成を行います。
- 「地域支援」は、地域や地域住民のニーズ、資源等を把握する関係形成が重要であり、住民主体の活動や仕組みづくりなどの立上げ支援、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、住民が自主的に活動を発展できるよう支援することを目指すものです。



- また、地域福祉コーディネーターには、地域住民等による解決が困難な課題を区市町村が整備する多様な支援体制につなげたり、つなぎ直したり、新たな仕組みづくりを提起したりする役割も期待されます。
- こうした地域づくりを担う人材は、地域福祉コーディネーターのほか、介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等がいます。
- そのため、都内における地域福祉コーディネーターの配置状況は地域の実情によって様々であり、専任で配置している地区、生活支援コーディネーターと兼務で配置している地区、他の業務と兼務している地区、コーディネーターの配置ではなく地区担当制を導入して地域福祉活動を進めている地区などがありますが、配置に至っていない区市町村も見られます。
- 区市町村社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターの配置について、地域住民をはじめ、地域の関係者の協力や行政の支援を受けるためには、コーディネーターによる活動の記録や事例を検証し、活動内容を可視化しておくことが有効です。

【取組の方向性】

- 地域の実情に応じた地域づくりを推進するため、地域の様々な資源を活用しながら包括的な相談・支援体制の整備を進めることが求められています。
- 地域住民等、関係者が連携・協働して地域づくりを進めていくためには地域福祉コーディネーターなど、ハブになる役割を担う人材を地域に配置することが有効であり、区市町村が地域の実情に応じて取り組めるよう、必要な支援を行っていきます。

地域福祉コーディネーターの活動事例（北区） —制度の間にある課題をネットワークで解決—

「地域福祉コーディネーター」は、地域の課題に対し、地域住民等とともに課題解決に取り組む、資源開発や地域のしくみづくりを進めています。「地域福祉コーディネーター」は、地域によっては「コミュニティソーシャルワーカー」（CSW）等、様々な名称で同様の活動をしており、ここでは、北区社会福祉協議会で活動するCSWの活動を一例としてご紹介します。

役割・活動のポイント（北区社会福祉協議会の場合）

既存のサービスでは対応できない課題に対し、地域で支えるしくみをつくる

地域には、既存の制度やサービスだけでは解決が困難な生活課題や、望まない孤立による生きづらさなどを持つ人々、といった課題があります。

それらの課題の把握や解決に向け、地域組織や福祉専門職、関係団体などと連携しながら、地域で支える仕組みづくりを進めるのが、CSWです。

「マニュアル」や「教科書」はない

例えば、「好事例」とされるものがあったとしても、地域によって年齢構成の違いだけでなく、培われてきた文化や大切にしている事柄も異なることから、地域がフィールドのCSWに統一的な「マニュアル」等はありません。北区社会福祉協議会では、各地区のCSWが地域支援手法の可視化に取り組んでいます。「地域課題解決に直結した具体的な対応方法の検討につなげる」「内部で共有しやすくする」を目的に地域支援手法の言語化を図りました。また、地域支援の基本情報となる「フェイスシート」をそれぞれ作成し、各活動の課題や強みを見える化し、具体的に次に働きかける手法などについて検討しているほか、内部で6か月に1度、モニタリング報告を実施し、地域支援手法について意見交換しています。

CSWの存在が後押ししてはじまった活動事例

地域の助け合い・支え合いの力を引き出した「朝活」プロジェクト

都営桐ケ丘団地のある桐ケ丘地区は、区内でも住民の高齢化率が高い地区となっています。この地区で、大学と連携し、65歳以上の高齢者世帯を戸別訪問してヒアリング調査を実施しました。調査は、住民の協力が得られやすいよう、地域のキーパーソンとなる住民から声をかけてもらい、訪問を受け入れてもらえるように工夫したほか、結果を伝える場も、「一緒に、どうしたらいいか考えませんか」というように、一方的な印象を与えないよう、「住民懇談会」としました。

調査の結果、「高齢者は朝が早いからみんなで朝食を食べたい」など、「朝」にニーズがあることや、同年代との交流や体操をしたいという意見が男女ともに多いことがわかったと、住民自ら、地域のためにできることを考えはじめ、朝食や体操、畑の作業などで交流する「朝活」プロジェクトが始まりました。

もともと、ボランティアが盛んで、自然災害の避難者の受入れなどをしてきたこの地区に本来あった、助け合い、地域の問題を共有する力が引き出され、新しい活動へとつながった事例です。



地域住民・学生と一緒に「朝活」についての
アイデア出し

CSW の“アンテナ力”^{りよく}で課題が見え、人々の行動変容につながった「TOMONI」

海外からの移民世帯が年々増加し、それに伴い外国人家族の居住者も増えています。

個別支援相談の際、あるバングラデシュ人の母親との雑談をきっかけに、この地域にもバングラデシュ人が多いことに気づき、人口統計からもそれを確認することができました。

住民や学校、保育園などにヒアリングしたところ、「学校がハラル食に対応が難しい」、「バングラデシュ人同士は交流するが地域とは交流していない」、「学校からの手紙（日本語）の内容がわからない」などの課題が見えてきました。

こうした地域の生活課題がわかってきたことをきっかけに、ムスリムの園児が制限されることなく給食を楽しめるように、とハラル食に独自対応していた保育園や、バングラデシュ人コミュニティのキーパーソン、古くから地域に住む方々等との情報共有会を重ね、異文化理解や日本語支援の活動として、「共生」を目指すという想いを込め「TOMONI」が始まりました。

また、前出の保育園では、大学、日本語学校、法律事務所など、活動に共鳴する人々をつないでいった「日本語支援」に取り組んでいます。

今では、地域（自治会）が多文化共生勉強会をひらく、住宅でベンガル語の挨拶が交わされるなど、住民に変化が見られるようになりました。



活動の立ち上げ時

住民主体の活動に向けた働きかけをする

活動の立ち上げ時には把握した地域課題について共有する場づくり（課題啓発）を進め、地域の人々が課題を「我が事」として捉えられるように働きかけをします。また、「他団体の取組み」「助成金」「会場」など活動立上げに必要な情報提供や、関わる人たちで活動の目的や意図が共有できるように「規範的統合」を図りながら、活動の立上げを支援していきます。

運営が軌道に乗ったら、地域福祉コーディネーターは必要ないのか

住民主体の活動もさまざまですが、仕組みが整い、運営が軌道に乗ったとしても、続けていくうちに“何のための活動か”がわからなくなることになれば、新たな活動の“芽”が見えてくることもあります。

誰かによって活動を強いられるのではなく、“住民主体”のまま活動が行われるよう、その時々によって関わり方を変えつつも、寄り添い続け、必要時にそっと背中を押すような交わりをCSWは持ち続ける必要があると考えています。

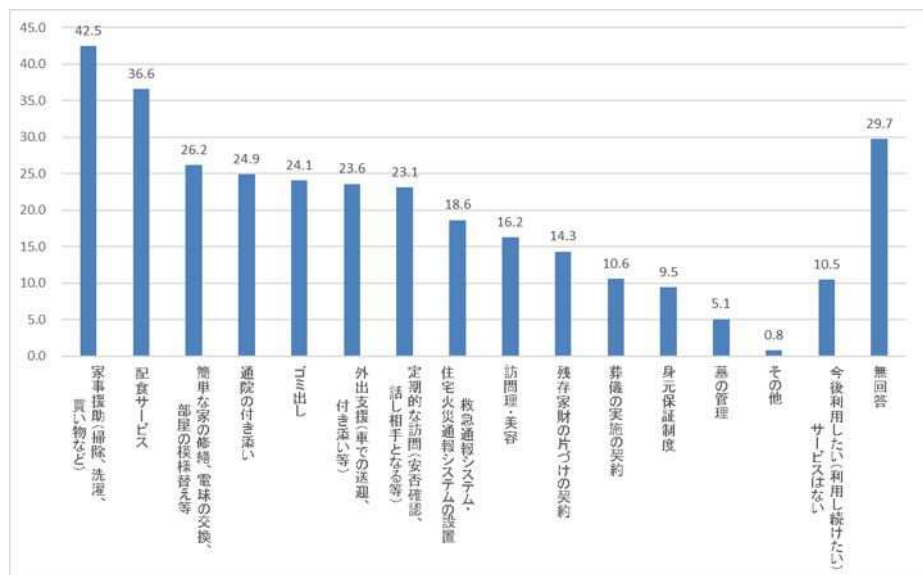
エ 高齢者への生活支援サービスの充実

【現状と課題】

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するためには、介護や医療のサービス提供のみならず、食事の用意、見守り、日常生活上のちょっとした困りごとへの対応など、多様な生活支援サービスが欠かせません。
- 都内の一人暮らし高齢者にこのような生活支援サービスの中で今後利用したいサービスを

聞いたところ、「家事援助（掃除、洗濯、買い物など）」、「配食サービス」などのニーズが高くなっています。

＜今後利用したい日常生活支援サービス（一人暮らし高齢者）＞



資料：東京都福祉保健局「令和2年度「高齢者の生活実態」」（令和3年）より作成

- 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められます。
- 地域で高齢者の在宅生活を支えるサービスには、介護保険制度や区市町村の事業として行われているサービスのほか、民間事業者の独自サービスや地域住民の支え合いで提供されているものなどがあります。生活支援サービスの充実に当たっては、そうした地域の多様な資源を把握・情報提供する一方で、多くの高齢者が自らも担い手となり、地域住民の互助を基本としたサービスが積極的に展開されることも期待されます。
- 平成27年4月の介護保険制度改正では、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の設置などが地域支援事業に位置付けられました。
- 生活支援コーディネーターは、活動エリアによって、第1層と第2層に分かれており、第1層は区市町村区域、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）においてそれぞれの役割を担います。区市町村において生活支援・介護予防の体制整備が進められていますが、コーディネーターの配置や取組の進捗状況は異なっています。

<都内における生活支援コーディネーター配置自治体数>

	少なくとも 1層・2層どちらかを配置	1層を配置	2層を配置
区部	23	22	19
市町村部	37	37	22
合計	60	59	41

(注) 1層・2層を兼任のコーディネーターについては、1層に計上

<都内における協議体設置自治体数>

	少なくとも 1層・2層どちらかを配置	1層を設置	2層を設置
区部	22	19	20
市町村部	31	31	23
合計	53	50	43

資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

(注) 令和5年6月時点

【取組の方向性】

- ボランティアや、NPO、民間事業者等を活用して配食や見守りなどの生活支援サービスを提供する区市町村の取組を支援します。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手として位置付け、高齢者の活躍の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 研修により、生活支援コーディネーターの養成や資質向上に取り組むとともに、各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図ることにより、区市町村において生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が適切に行われ、生活支援サービスの充実に向けた取組が効果的に行われるよう支援します。

(3)住民参加を促す身近な地域の居場所づくり

ア 高齢者のサロン活動の推進

【現状と課題】

- 都内では、高齢化と核家族化の進展により一人暮らしの高齢者が増加しています。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまうこともあります。地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

【取組の方向性】

- 高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンを整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組みます。

イ 子供の居場所づくり

【現状と課題】

- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所を設置し、地域全体で気になる家庭への見守りを行う体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 区市町村が民間団体等と連携し、学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援します。
- また、区市町村では、支援を必要とする子供と家庭に対し、居場所づくりや食事の提供、学習支援等、様々な取組を実施しており、これらの取組を一層促進するため、施設整備等を行う区市町村を支援します。
- 子供食堂の運営を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援します。

ウ 誰もが集える居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 区市町村が包括的支援体制を整備するに当たっては、社会福祉法第106条の3第1項第1号において「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が挙げられています。
- また、コロナ禍の日常生活が長期にわたったことによる影響や、これまでは把握されていなかった課題がコロナ禍で顕在化したことなどの状況もあることから、住民同士が交流できる拠点の整備に向けた支援を進めることも重要です。
- 都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査（令和4年4月1日時点）において、34区市町村が、地域づくりに向けた支援（場の確保支援）に様々な方法で取り組んでいることが分かりました。
- 今後は、未実施の区市町村においても、先行自治体の事例を参考に、地域の実情に応じて、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の整備を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援します。

コミュニティカフェ「みんかふえ」（葛飾区） —つながりというセーフティネットづくり、 誰もが居心地の良い場所の実現に向けた取り組み—

平成30年6月、葛飾区白鳥にオープンした「みんかふえ」は、NPO法人パルシックが運営する小さなコミュニティカフェです。

地域の方々と一緒に、カフェ、子ども食堂、フードパントリー（食料配付）、イベント開催などを通じて、人と人が気軽に集える場所、ホッと一息できる場所、悩みをフッと口に出れるような場所になることを目指しています。



「みんかふえ」オープンの背景・経緯

活動に息づく「民際協力（みんさいきょうりょく）」の理念

NPO法人パルシック（平成20年設立）は、『人と人が助け合い、支え合い、人間的で対等な関係を築く。』をビジョンとし、「民際協力（みんさいきょうりょく）」「フェアトレード事業」を、東ティモール、スリランカ、パレスチナ、シリア等で行っています。

「民際協力」とは、国家の壁を越えた市民と市民の直接協力であり、互いに対等な立場での交易や交流を通じて、より良い社会をともに形づくっていきたい、という想いが込められています。同じ時代に共に生きる人間として相互に支え合う道を拓くことを大切にしています。

日本にある「関係性の貧困」への気づき

「みんかふえ」の構想は、東ティモール駐在から帰国した職員の発案で生まれました。自分の子供ではない地域の子供も家に入れて食事を与えたり、遠い血縁の子も自分の子と同じように身近に接し、誰もが面倒を見るなど、東ティモールには人と人が当たり前のように助け合う豊かな関係性があります。一方で、日本は東ティモールよりもはるかに経済規模が大きいにもかかわらず、7人に1人の子供が（相対的な）貧困状態にあるほか、生活の中で語らいの機会を持たない、他者との交流の経験がない、孤立して、相談できる人がいないといった「関係性の貧困」があることに気づきました。

こうした貧困や孤立に対して、個別支援で対応するよりも、地域での関係づくりに着目した「つながりというセーフティネット、誰もが来られる場」として「みんかふえ」をオープンしました。

また周辺には外国ルーツの方々もたくさん住んでいることから、彼らを中心とするイベントを通じて日本人との交流を図り、行政や社協と連携して、お困りの外国ルーツ市民をフードパント

リーや食堂に招いたりしています。



つながり・コミュニティづくりの視点からみた「みんかふえ」の特色

いつもある、いつでも寄れる、誰もが排除されない居心地のよさ

日本では社会保障が制度化され、近隣の助け合いは希薄になっています。それだけに、制度のはざまで生きづらさを抱える人たちにとって、孤立化がいっそう厳しいものとなっています。「みんかふえ」は、とりわけそうした人たちの居場所であることを願っています。

ほぼ常時オープンしており、年齢・所得・国籍等に関わりなく誰もが自由に立ち寄って、他の利用者・ボランティアと交流し、そのなかで見守り合う関係が生まれていくことを重視しています。専門職による相談の場ではなく、顔を合わせる中で徐々に「本音がぽろっと出る」ような、自然な関係の構築を後押しする場を目指しています。

支える人と支えられる人が固定されない

運営に携わるボランティアの方々にとっても大切な居場所です。ボランティアの方が、ボランティア同士やカフェ利用者とのつながり、「みんかふえ」での活動に力をもらったりする面もあるようです。例えば活動の中で新たな興味や関心を抱き、バリスタ資格を取ってより主体的に関わる方もいます。他方で、フードパントリーや食堂の利用者が次第にボランティアとして活動に参加するケースもあります。

今後の展望

NPO 法人が運営するカフェ→地域の方々による地域の場所へ

パルシックでは、「みんかふえ」をNPO 法人事業のひとつとして継続させるのではなく、地域のための地域の場として、将来は、地域の皆さんで運営していくことを念頭においており、普段から地域に住むボランティアの方々の意見を重視しています。

しかし、資金・場所・機会が揃った環境でこそボランティアしたいという声もあり、法人がどこまで関与すべきか、大きな問題と言わざるを得ません。

また、事業全体をシステム化して効率よく収益を確保することと、多様な利用者の誰にとっても居心地がよいというコンセプトを維持することとの両立が課題です。

いずれにせよ、地域に求められる居場所であり続けることにより、たとえ「みんかふえ」のままでなくとも、後継の居場所が生まれ、地域の支え合いの関係が維持されることを願っています。

(4)地域住民等による地域の多様な活動の推進

ア ボランティア活動の支援

【現状と課題】

- 東京では、少子高齢化や単身世帯の増加、住民の多様化が進む中で人と人とのつながりが希薄化しており、首都直下地震などの災害対応をはじめ様々な社会課題に対応するためには、都民がお互いに助け合う共助社会の実現が必要です。
- 都は、平成28年2月に「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を策定し、個人やNPO、企業、大学等のボランティア活動を支援するなど共助社会づくりを進めてきました。
- 幅広い領域のボランティア活動を推進する東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）への支援を行うほか、多彩なボランティア情報を発信するサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」の運営やボランティア文化の定着に向けたイベント・セミナーの開催、都民等のボランティア活動等の実態調査の実施、東京ボランティア・市民活動センターと連携した災害時におけるボランティア活動支援機能の強化など、様々な事業を展開しています。
- 近年では、都民の価値観の多様化を受け、従来の福祉等に加え、スポーツや文化、観光など、多岐にわたる分野にボランティア活動が広がっています。また、活動に参加・継続する動機も、社会貢献への意欲のほか、楽しさや仲間とのつながりなど多様化しています。
- 東京2020大会においては、多くの都民や団体が大会を支えるボランティアとして活躍し、ボランティア活動の気運が高まっています。この気運を一過性のものとせず、ボランティアを文化として定着させていくことが重要です。



大会ボランティア（シティキャスト）の活動

【取組の方向性】

- 東京2020大会で活躍した大会関連ボランティアの活動の継続・拡大と参加者の裾野拡大に向けた仕組みとして、（公財）東京都つながり創生財団を事務局に、東京ボランティア・市民活動センターや（公財）日本財団ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動希望者や団体などの間をつなぐシステム「東京ボランティアレガシーネットワーク」を運営しています。
- このシステムを通じて、多彩なボランティア情報の発信や個人・団体のモチベーション向上、交流の活性化につながる取組を実施していきます。
- ボランティア活動希望者が地域における活動への一歩を前向きな気持ちで踏み出してもら

うため、モチベーションの維持向上、情報提供、きっかけづくりの場となるイベントやセミナーを開催します。



- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携を更に進め、ボランティア活動希望者・参加者や NPO など市民活動団体への支援の充実、区市町村や地域のボランティア・市民活動センター、大学等との連携、企業等との協働などを推進します。
- 実態調査や様々な団体などへのヒアリングを通じて、ボランティア活動に関する都民・団体の意識や活動の課題等を把握し、これからの共助社会づくりに向けた方針や施策メニューの検討・実施を進めていきます。
- 都内における地震や風水害その他の発災時に、ボランティアのより円滑な活動を実現するため、東京ボランティア・市民活動センターと連携して災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成を行うとともに、平常時から市民活動団体等と幅広いネットワークを構築していきます。

イ 元気高齢者の社会参加の推進

【現状と課題】

- 都内の高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けている人の割合は2割を下回っており、高齢者の多くは元気です。
- 高齢者が自らの望む社会参加を実現できることで、生きがいの増進や自己実現が図られ、個人の生活の質が向上するとともに、社会貢献や介護予防・フレイル予防にもつながることから、役割と生きがいを持って生活するための社会参加の機会を確保することも重要です。
- 社会参加には、就労的活動、ボランティア活動、学びや趣味活動、友人・隣人などとの交流等、様々な類型があります。

- 一方で、社会参加のきっかけがないことや、活動に関する情報が不足していることなどにより、高齢者の社会参加への意欲が実際の活動に結び付いていないという課題もあります。
- 多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合い、支え合う活動を充実させていくことが期待されます。
- また、今後の介護ニーズの増加に対応するためには、福祉職場において元気高齢者が多様な働き方ができるよう支援することも必要です。

【取組の方向性】

- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、オンラインプラットフォームによる社会参加活動の情報発信を行うほか、地域社会に参加する機会を提供する区市町村などの取組を支援します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。
- 生活支援や介護予防など地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図るとともに、高齢者を含む一人ひとりが担い手として地域活動に参加するための取組を推進します。

ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援

【現状と課題】

- ソーシャルファームとは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。いわゆる「福祉的就労」とは異なり、様々な事情により就労に困難を抱える方が、その個性と能力に応じて働き、社会の担い手として活躍することが期待されます。
- 都では、令和元年12月に公布された「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」において認証基準及び支援策等を定め、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に取り組んでいます。
- 都の認証ソーシャルファームは令和3年3月に初めて誕生しました。今後、ソーシャルファームを大きく育てていくためには、事業者への支援とともに社会全体で支えていくことが必要です。

【取組の方向性】

- ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期に様々な支援を行っていきます。
- ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、就労に困難を抱える方の雇用機会の拡大を図ります。
- ソーシャルファームの更なる普及に向けて専用のポータルサイト等により広く都民にPR

するほか、先駆的な活動・事業モデルの発信や、ソーシャルファームに関心のある都民や事業者を対象としたセミナーの開催等により、ソーシャルファームの取組の裾野を広げていきます。

エ 地域における見守りの推進

【現状と課題】

- 高齢化と核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加しています。高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、近隣住民や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、孤立はしないまでも、地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。
- 単身世帯（一人暮らし）高齢者に悩みごとの内容について尋ねたところ、「自分の健康・病気」という回答が56.4%と最も多くなっています。また、同様に相談相手について尋ねたところ、「相談したりするひとはいない」という回答が14.6%と、他の世帯に比べて高い割合になっています。
- 近年は、孤立の問題だけでなく、高齢の親がひきこもりの子供と同居している、いわゆる8050問題や、親の介護と子供の世話を同時に行っているダブルケアの問題など、適切な支援につながりにくい事例が顕在化しています。これらの問題は、高齢者本人に着目するだけでなく、世帯全体の課題として捉えないと解決が困難です。
- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが多く見られましたが、都市化の進展により、こうした地域における「互助」の機能が低下してきています。
- 分譲マンションなどの共同住宅では、居住者の高齢化が進んでいます。居住者の状況を把握できないと、支援を必要としていても適切なサービスにつながらない可能性があり、見守り機能の強化が必要となっています。
- また、都内には、昭和40年代以前に入居の始まった多摩ニュータウンなどの大規模集合住宅団地が多数存在します。これらの団地は、新しいマンション等と違い、長年住み続けている居住者が多く、団地単位のコミュニティの形成が進んでいるところもある一方で、入居者の高齢化が進み、商店街には空き店舗が増加するなど、コミュニティの弱体化も危惧されます。
- 町会・自治会など、近隣の住民同士による「緩やかな見守り」、民生委員・児童委員などによる「担当による見守り」、地域包括支援センター等での「専門的な見守り」を相互に機能させ、地域から孤立しがちな高齢者の見守りや支援につなげる仕組みづくりが必要です。
- 令和4年度には、67億円超もの特殊詐欺の被害が発生しています。また、都内の消費生活センターに寄せられた高齢者からの消費生活相談は、約4万2千件で、全相談件数の3割を超えています。

【取組の方向性】

- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らしの高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワーク、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援します。
- 日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する金融業や小売業、配達・物流業などの民間事業者等と連携して、高齢者等の見守りや認知症の方を支える地域づくり等を推進します。
- 高齢者の消費者被害防止のため、地域に構築された高齢者を見守るネットワークがより有効に機能するよう、区市町村の取組を支援します。
- 一人暮らし高齢者等の生活実態を把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援し、高齢者の在宅生活の安心を確保します。
- 高齢者の世帯全体の複合的な課題に対する区市町村の対応力強化や組織横断的な連携体制の強化を図るため、定期的に関係者の連絡会を開催します。

オ 地域における防犯活動の推進

【現状と課題】

- 地域における安全安心の確保には、行政や警察の取組に加え、防犯ボランティア団体など地域住民による防犯活動が重要な役割を果たしています。
- 都は、これまで、子供に対し防犯教育ができる人材を育成するための講座を開催するなど、地域における防犯活動を支援してきました。
- 一方で、ここ数年、防犯ボランティア団体数は頭打ちの状態にあり、構成員の高齢化も進んでいる現状があります。
- このため、防犯ボランティア活動の支援を充実させるとともに、防犯活動の新たな担い手づくりに取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- 活動紹介やワークショップ等を行う「防犯ボランティアのつどい」を開催し、団体間の交流を促進することで、防犯ネットワークの拡大や活動の活性化を図ります。
- 防犯カメラの設置を契機に地域での見守り活動が活発に展開されるよう、見守り活動を実施する町会や自治会、商店街等に対し、設置費用等を補助します。
- 「防犯情報マップ」による地域の犯罪情報の提供など、防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を通じ、防犯活動に役立つ情報を発信します。
- 「子供見守り活動事例集」の作成・配布により、防犯ボランティア団体や地域住民に活動事例を紹介し、活動の活性化や担い手づくりを促進します。
- 地域で防犯活動に取り組む団体等を顕彰し感謝の意を表することで、その労苦に報いるとともに、活動の継続・活性化を図ります。
- 地域の見守りの目を増やすため、地域を巡回する事業者と協定を締結し、子供や高齢者等を見守るネットワークを構築する「ながら見守り連携事業」を推進します。
- 防犯ボランティアの裾野を広げるため、市民ランナーや犬の飼い主等に対し、ランニング

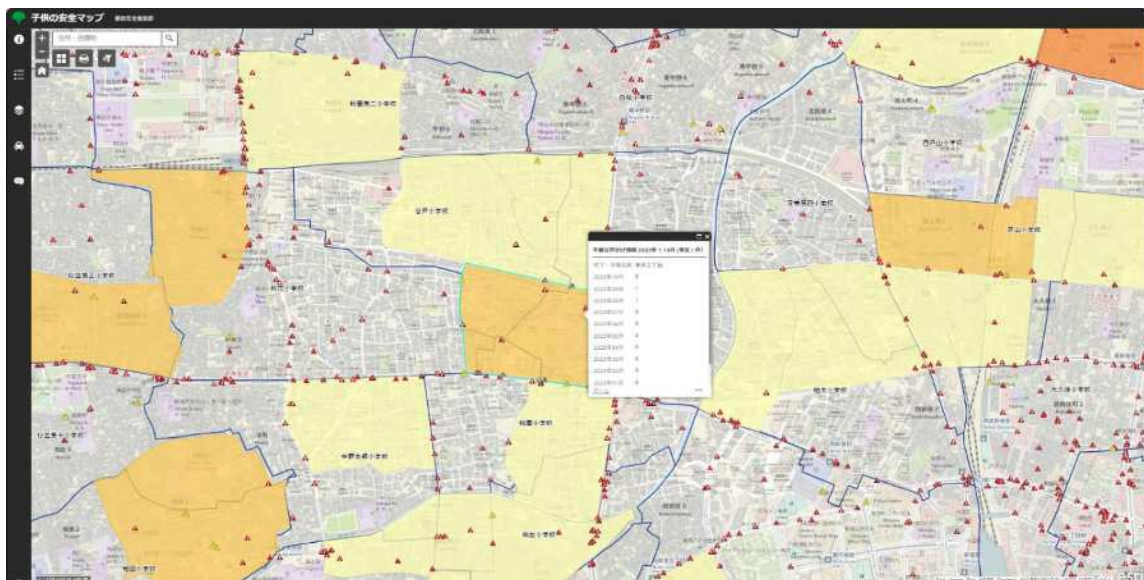
や犬の散歩等の際に街の安全安心を見守る活動を啓発、賛同する団体へ防犯活動グッズを配布することにより、防犯ボランティア団体の結成促進、育成を図ります。

<大東京防犯ネットワーク>



<https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/>

<防犯情報マップ「子供の安全マップ」>



<https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html>

背景地図：Esri Japan, Esri, HERE, Garmin, INCREMENT P, USGS, METI/NASA, NGA, Earthstar Geographics, CNES/ Airbus DS, DigitalGlobe

カ 町会・自治会活動の活性化支援

【現状と課題】

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。
- 都は、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組に対して、「地域の底力発展事業助成」などで支援をしてきました。
- 一方で、高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない町会・自治会も多くあり、その体制や取組を充実・強化していく必要があります。



町会・自治会の防災訓練の様子

＜「地域の底力発展事業助成」実績＞

	助成対象事業数
令和4年度	580 件
令和3年度	522 件
令和2年度	261 件
令和元年度	585 件
平成30年度	574 件

資料：東京都生活文化スポーツ局

【取組の方向性】

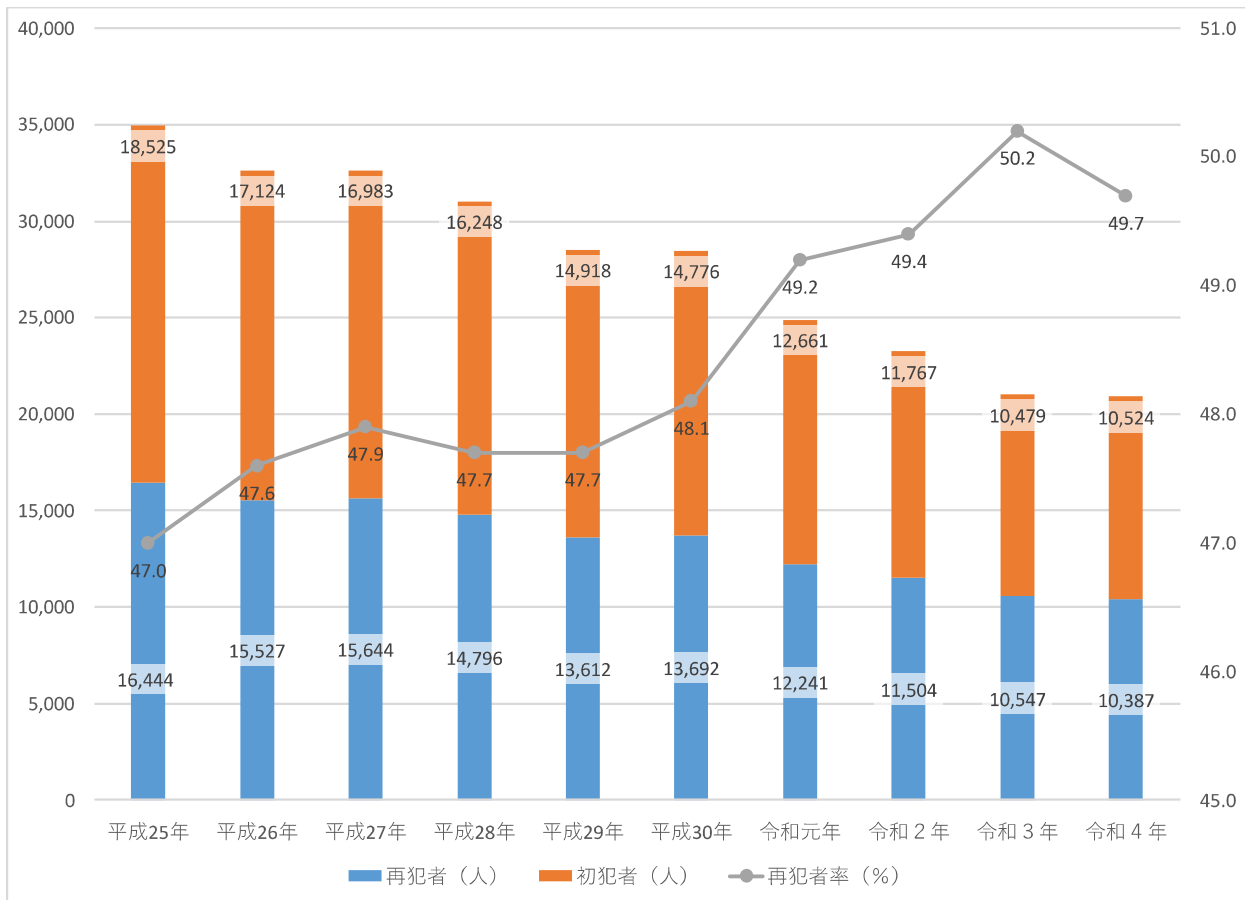
- 町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働により、運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れた活性化を図れるよう、区市町村、（公財）東京都つながり創生財団と連携し引き続き支援を行っていきます。
- 孤立化した高齢者等の見守り、デジタル活用、防災・防犯など、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組や、加入促進等の活動を支援します。
- プロボノ（企業の社員等が業務の中で培った経験・スキルを使って行うボランティア活動）の派遣によるウェブサイト、SNS など効果的な広報や事業立案を支援します。

キ 再犯防止に関する活動の促進

【現状と課題】

- 都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っています。一方、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められています。

刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率（東京都）



※法務省資料に基づき作成

- 東京都は「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行（平成28年12月）や国の「再犯防止推進計画」の策定（平成29年12月）を踏まえ、「東京都再犯防止推進計画」を策定（令和元年7月）しました。
- 「東京都再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関等とも連携し、必要な取組を推進してきました。
- 都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「東京都再犯防止推進計画」の取組の検証を踏まえるとともに、国の「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月策定）の内容を勘案し、令和6年度から5か年を計画期間とする「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しています。
- 犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しています。
- 様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを実現するためには、地方公共団体、都内刑事司法関係機関はもとより、民間協力者が分野を越えて連携す

る、切れ目のない「息の長い」支援が必要です。

- 都内の各地域においては、安全・安心なまちづくりや再犯防止等の推進のために、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう指導・支援等に当たる保護司などの多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。
- しかし、その活動を促進するに当たって、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあること、刑事司法関係機関と民間協力者の連携が不十分であることなどの課題があります。

【取組と方向性】

- 「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体がその連携を更に強固にし、有益な情報を関係者間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進します。
- また、再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供することで、地域の立ち直り支援の取組を促進します。
- さらに、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、広域的な地方公共団体として、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現するため、積極的な情報共有、都・区市町村相互間の強固な連携等により、区市町村における再犯防止対策を後押しします。
- 区市町村における再犯防止に資する取組を促進するため、国の関係機関も参加する区市町村担当者連絡会の開催や、区市町村職員を対象とした研修会、区市町村における住民相談を適切な解決につなげるフォローアップ等を実施します。
- 非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる者を対象に、非行少年・再犯防止支援ガイドブックを作成・配布するとともに、研修会を開催するなど、「立ち直りを支援する力」の向上と、支援者間相互のネットワークづくりを図ります。
- “社会を明るくする運動”を通じて、民間ボランティアの活動を広報するとともに、都内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。

(5)対象を限定しない福祉サービスの提供

ア 総合的な福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 高齢者、障害者、子供など、年齢や必要とする支援の内容にかかわらず、誰もが適度な距離感の中で一緒に過ごし、相談したり、専門的な支援を受けることなどができる、総合的な福祉サービスを提供する事業所は、分野や世代を超えて分け隔てなく支え合う地域福祉の拠点となり得ます。
- 高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の福祉サービスを提供する事業所の設備・人員に関する基準は、国が定める基準を参酌するなどして、都や区市町村が分野ごとに条例等で定めていますが、同一の建物等でこれらのサービスを組み合わせて実施する場合の基準の適用

については、十分に整理されていませんでした。

- このため、国は、平成28年3月、現行の基準の範囲内で人員の兼務や設備の共用が運用可能な事項を示すガイドライン⁴を発出しました。このガイドラインでは、各地で実施されている取組事例を踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とした福祉サービスを対象に整理が行われ、令和4年6月には、総合的な福祉サービスの提供を推し進めるため、改訂版が発出されています。

【取組の方向性】

- 総合的な福祉サービスを提供する事業所の運営の実態や効果等について、都内の好事例等を通じ、区市町村や事業者に情報提供を行います。
- 地域の実情に応じ、総合的な福祉サービスの展開が図れるよう、設備・人員基準の運用等について、区市町村や事業者に対する情報提供を適切に行います。
- 整備や運営に係る各分野の補助制度等に基づき、支援を行います。

⁴ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン

イ 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供

【現状と課題】

- 平成 30 年度の介護保険制度の改正において、高齢者や障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス等にそれぞれ位置付けられました。
- 共生型サービスは、障害者が高齢になっても使い慣れたデイサービスを使い続けられるだけでなく、高齢者と児童等との多世代交流を図ることもできます。
- 都における共生型サービスの指定件数は、令和5年4月現在、以下のとおりです。

- ・ 共生型介護保険サービス事業所^{※1}
46か所（通所介護5、訪問介護41）
- ・ 共生型障害福祉サービス事業所^{※2}
163か所（居宅介護78、重度訪問介護69、生活介護12、自立訓練4）

※1 既に障害福祉サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所で、共生型介護保険サービスの指定を受けたもの

※2 既に介護保険サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所で、共生型障害福祉サービスの指定を受けたもの

【取組の方向性】

- 共生型サービスが普及し、適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。